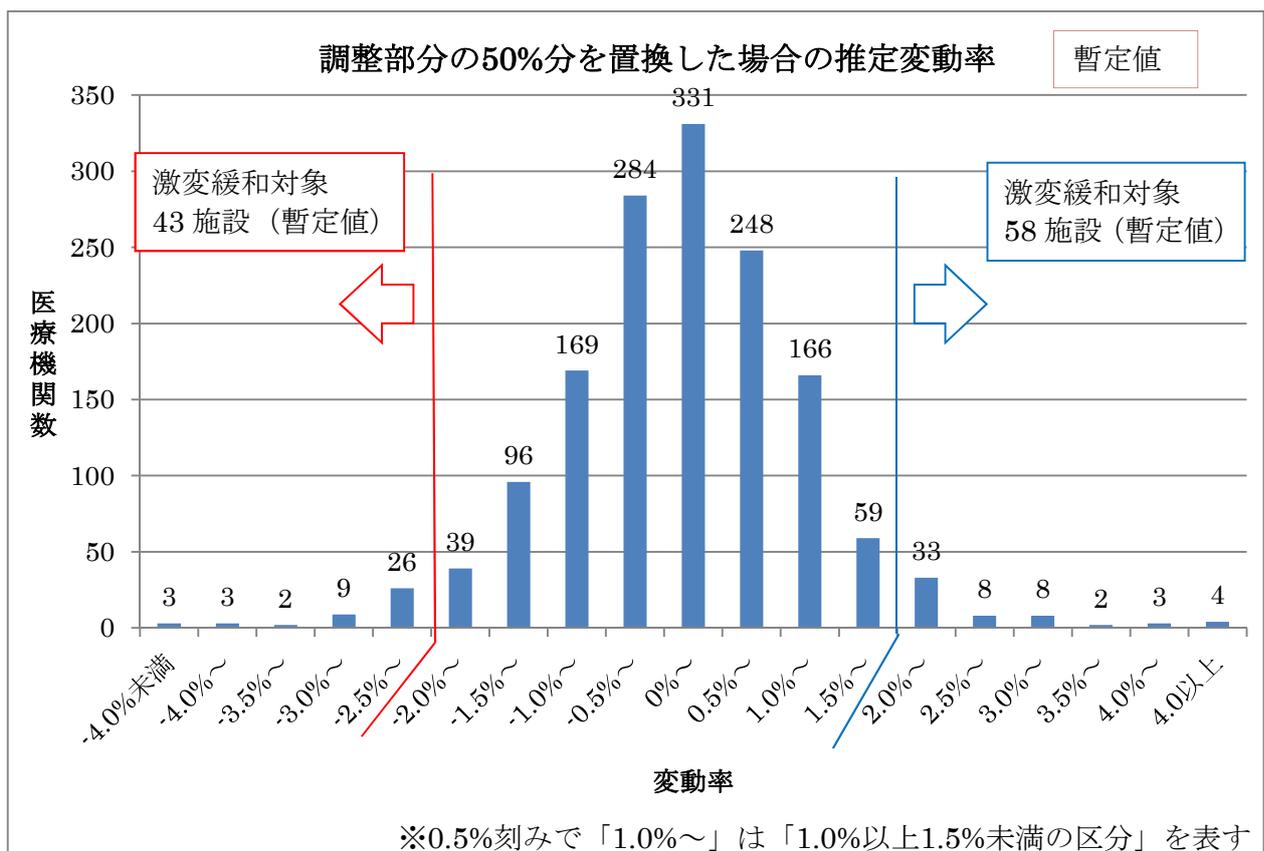


DPC/PDPS における調整係数の置き換えに係る経過措置について

[概要]

- 平成 24 年度診療報酬改定においては、DPC 制度全体の移行措置（調整係数の基礎係数・機能評価係数Ⅱへの置き換え）に伴う個別の医療機関別係数の変動について、激変緩和の観点から、医療機関係数別係数の変動の影響による推計診療報酬変動率（出来高部分も含む）に基づき、2.0%を超えて変動しないよう暫定調整係数を 42 施設（変動率-2.0%を下回った施設数：8 施設、変動率+2.0%を上回った施設数：34 施設）について調整した。
- 今回の改定における「暫定調整係数」の置き換え（調整分の「75%」→「50%」の置き換えへの移行）等に伴う個別医療機関別係数の変動について、前回（平成 26 年 1 月 22 日）の中医協総会においてとりまとめた対応方針に基づき、医療機関ごとの推計診療報酬変動率（出来高部分も含む）は、概ね±2.0%以内の水準となっている。
- 今回の改定においても、前回改定と同様に、推計診療報酬変動率（出来高部分も含む）が 2.0%を超えて変動しないよう暫定調整係数の調整を行うこととしてはどうか。



（※上記の表は現時点での暫定値であり、改定に用いるデータベースの確定や DPC 点数表の確定等を持って最終的な対応を行う）

(参考：平成24年改定における対応)

